

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

まじめな訪問看護株式会社

まじめな訪問看護リハビリステーション

令和6年6月1日現在

## 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護・指定訪問看護)

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者名	まじめな訪問看護株式会社
主たる事務所の所在地	〒333-0852 埼玉県川口市芝樋ノ爪 1丁目 10-20 川口エンゼルビル 26号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 松木 貴志
設立年月日	2023年3月1日
電話番号	048-424-2260

### 2. 事業所の概要

事業所名	まじめな訪問看護リハビリステーション	
所在地	〒333-0855 埼玉県川口市芝樋ノ爪 1-10-20 川口エンゼルビル 26号	
電話番号	048-424-2260	
指定年月日・事業所番号	2023年3月1日指定	1160290700
管理者名	金丸 慎吾	
サービス提供地域	さいたま市(南区、浦和区、中央区)、川口市一部、蕨市、戸田市一部	

### 3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1名(常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	6名(常勤) 0名(非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	4名(常勤) 0名(非常勤)
作業療法士		3名(常勤) 0名(非常勤)
言語聴覚士		0名(常勤) 0名(非常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	0名(常勤) 0名(非常勤)

### 4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月31日～1月3日)は除きます。	8時30分～16時30分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

## 5. 提供するサービスの内容

- (1) 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2) 日常生活の看護(清潔介助・排泄介助・食事介助など)
- (3) 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)  
※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、  
看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、  
看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 認知症の介護・悪化防止の相談
- (6) カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7) 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- (8) 終末期の看護

## 6. サービス利用料及び利用者負担 ⇒ 別紙参照

## 7. 事業所におけるサービス提供方針

- (1) 指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- (3) 指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師による全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

## 8. サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を電子媒体にて記録します。
- (2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- (3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 9. 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりになります。
- (2) この金額は、介護保険・健康保険の法定利用料に基づく金額になります。
- (3) 介護保険・健康保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- (4) 利用者負担金は、毎月27日にご指定の金融機関の口座から引落となります。  
引落のほかは、ご相談ください。

## 10. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

**ステーション名 : まじめな訪問看護リハビリステーション 連絡先 : 048-424-2260**

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の3時間前までにご連絡ください。  
当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容態の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

**キャンセル料金 : 2000 円**

## 11. 秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 12. 相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	048-424-2260	FAX番号	050-3158-9509
担当者	管理者 金丸 慎吾		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

相談窓口	埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	電話番号:048-824-2568
	川口市介護保険課 事業者係	電話番号:048-259-7293

## 13. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービスについてはお受けいたしかねますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

# 介護保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

## □ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(Ⅰ) 500 単位 (重症度が高い)	特別管理加算(Ⅱ) 250 単位
・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理 在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門、人工膀胱を設置している状態 真皮を超える褥瘡の状態 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

## □ 初回加算Ⅰ [350 単位]

退院日に初回の訪問看護を行った場合

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。  
要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

## □ 初回加算Ⅱ [300 単位]

退院日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合

新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に加算されます。  
要支援から要介護になった場合、あるいは要介護から要支援となった場合でも加算されます。

## □ 緊急時訪問看護加算 [600 単位]

利用者又はその家族に対して 24 時間連絡体制にあり必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合に 1 月に 1 回加算されます。

## □ 退院時共同指導加算 [600 単位]

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中または入所中の利用者に対し、退院・退所前に、在宅生活について、カンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は 2 回)加算されます。

## □ 看護・介護職員連携強化加算 [250 単位]

訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護職員に対する助言等の支援を行った場合(介護予防は対象外)に加算されます。

## □ ターミナルケア加算 [2500 単位]

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

## □ 長時間訪問看護加算 [300 単位]

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となると、1回の訪問看護につき加算されます。

□ 複数名訪問加算

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

○複数名訪問加算(Ⅰ) [30分未満:254単位、30分以上:402単位]

2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合

○複数名訪問加算(Ⅱ) [30分未満:201単位、30分以上:317単位]

看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合

# 介護保険対象外 費用

## 第1条 ■交通費

通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収いたします。

自動車を使用した場合の交通費は通常の実施地域を越えてから片道1kmにつき100円(税込)を徴収致します。

## 第2条 ■死後の処置

亡くなられた後の処置と処置材料費込みで  
20,000円 (税込)

## 第3条 ■キャンセル料

訪問看護利用の3時間前まで 無料  
それ以降の場合 利用者負担 2,000円(税込)

※サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。

但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

【説明確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

<利用者> 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

※上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

【説明確認欄】 上記のとおり重要事項について文書を交付し、説明しました。

<事業主> (事業者)

住 所 埼玉県川口市芝樋ノ爪 1-10-20 川口エンゼルビル 26 号

事業者名 まじめな訪問看護株式会社

代表者 代表取締役 松木 貴志 ㊟

(事業所名)

住 所 埼玉県川口市芝樋ノ爪 1-10-20 川口エンゼルビル 26 号

事業所名 まじめな訪問看護リハビリステーション

管理者名 金丸 慎吾 ㊟